

発達障害教育をめぐる諸課題

- I 特別支援教育の現状
- II 学習指導要領の改訂
- III よりよい教育を実践するために

文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課
特別支援教育調査官 田中 裕一



特別支援教育について

- 障害のある子供については、障害の状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に必要な力を培うため、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行う必要がある。
- このため、障害の状態等に応じ、特別支援学校^(※1)や小・中学校の特別支援学級^(※2)、通級による指導^(※3)等において、特別の教育課程、少人数の学級編制、特別な配慮の下に作成された教科書、専門的な知識・経験のある教職員、障害に配慮した施設・設備などを活用した指導や支援が行われている。
- 特別支援教育は、発達障害のある子供も含めて、障害により特別な支援を必要とする子供が在籍する全ての学校において実施されるものである。

(※1) 特別支援学校

- ・ 障害の程度が比較的重い子供を対象として教育を行う学校。公立特別支援学校(小・中学部)の1学級の標準は6人(重複障害の場合3人)。対象障害種は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱(身体虚弱を含む)。
⇒平成19年4月から、児童生徒等の障害の重複化等に対応した適切な教育を行うため、従来の盲・聾・養護学校の制度から複数の障害種別を対象とすることができる特別支援学校の制度に転換。

(※2) 特別支援学級

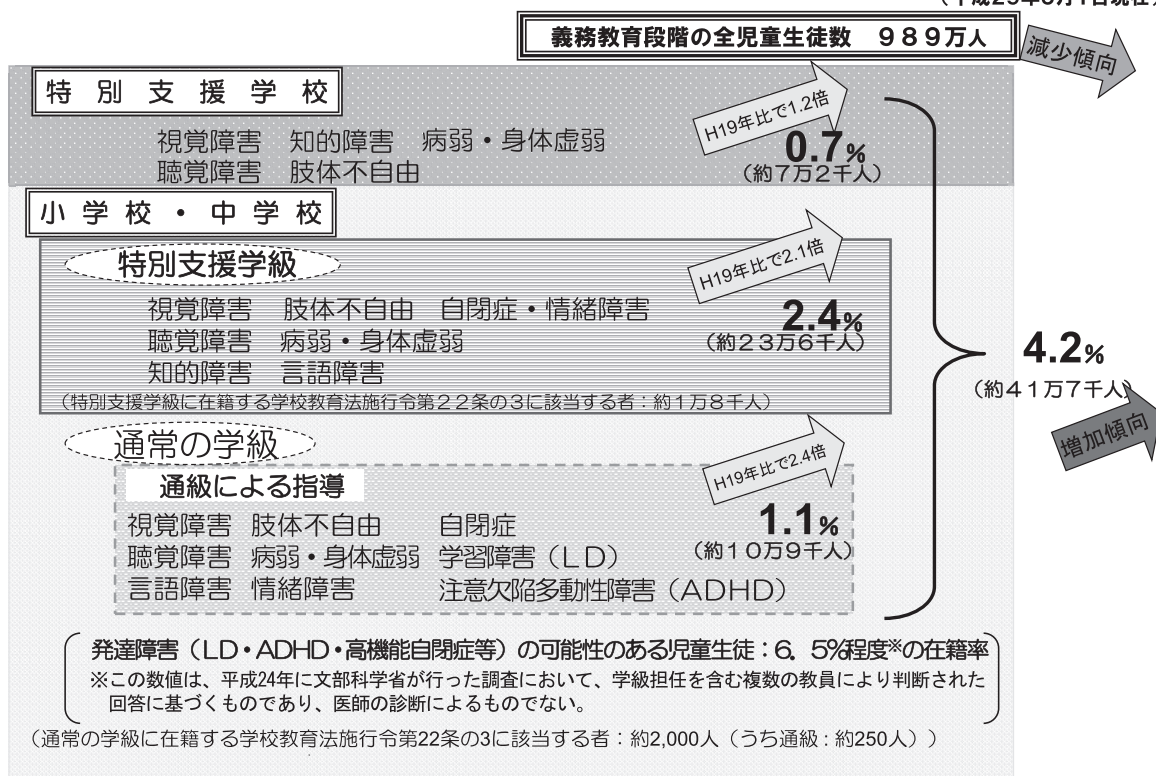
- ・ 障害のある子供のために小・中学校に障害の種類ごとに置かれる少人数の学級(8人を標準(公立))。知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。

(※3) 通級による指導

- ・ 小・中学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対して、ほとんどの授業(主として各教科などの指導)を通常の学級で行いながら、週に1単位時間～8単位時間(LD、ADHDは月1単位時間から週8単位時間)程度、障害に基づく種々の困難の改善・克服に必要な特別の指導を特別の場で行う教育形態。対象とする障害種は言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由及び病弱・身体虚弱。

特別支援教育の対象の概念図(義務教育段階)

(平成29年5月1日現在)



2

発達障害等困難のある生徒の中学校卒業後における進路に関する分析結果 概要

(平成21年3月時点)

【調査対象】

平成14年度の文部科学省全国調査※に準じた方法で、実態調査を実施した中学校における平成20年度卒業の生徒の一部について実施(対象生徒数約1万7千人)。

※「通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」

【実施方法】

平成14年度の文部科学省全国調査に準じた方法で、平成18年度以降に実態調査を実施した中学校の3年生の一部を対象として、各中学校において発達障害等困難のある生徒の卒業後の進路を分析・推計※

※ 学級担任を含む複数の教員により判断したものであり、医師の判断による発達障害のある生徒の割合を示したものではない。

【集計結果】

調査対象の中学校3年生のうち、発達障害等困難のある生徒の割合は約2.9%であり、そのうち約75.7%が高等学校に進学することとしている。

これらの高等学校に進学する発達障害等困難のある生徒の、高等学校進学者全体に対する割合は約2.2%。

— 課程別、学科別における高等学校進学者中の発達障害等困難のある生徒の割合 —

課程別		学科別	
全日制	1.8%	普通科	2.0%
定時制	14.1%	専門学科※1	2.6%
通信制	15.7%	総合学科※2	3.6%

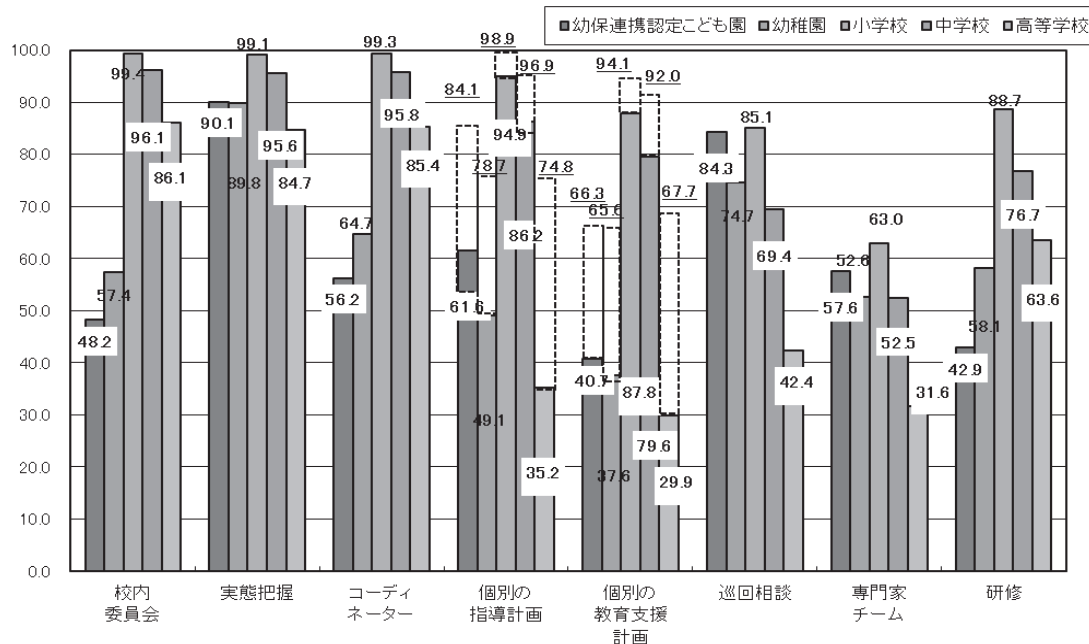
※1: 専門教育を主とする学科

※2: 普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科

特別支援教育の現状 ～学校における支援体制の整備状況・課題～

●小・中学校に比べ、幼稚園・高等学校の体制整備は依然として課題である。

国公立立計・学校種別・項目別実施率－全国集計グラフ(平成29年度)

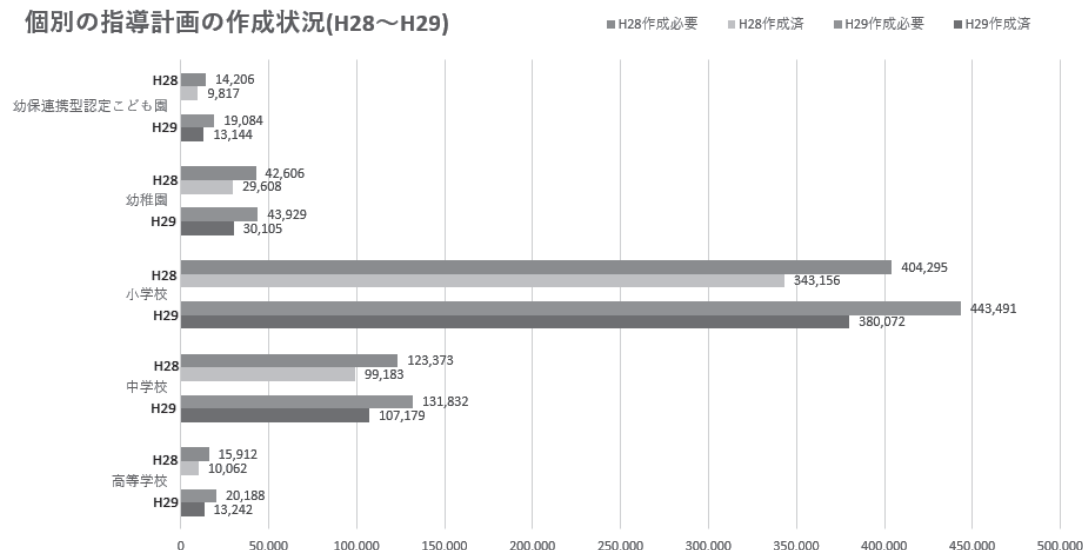


※下線のある数値(点線上部又は横に明示)は、個別の指導計画または教育支援計画の作成を必要とする、児童生徒を有する学校のみを対象とした場合の作成状況(率)を示す。

-4-

○ 個別の指導計画の作成状況

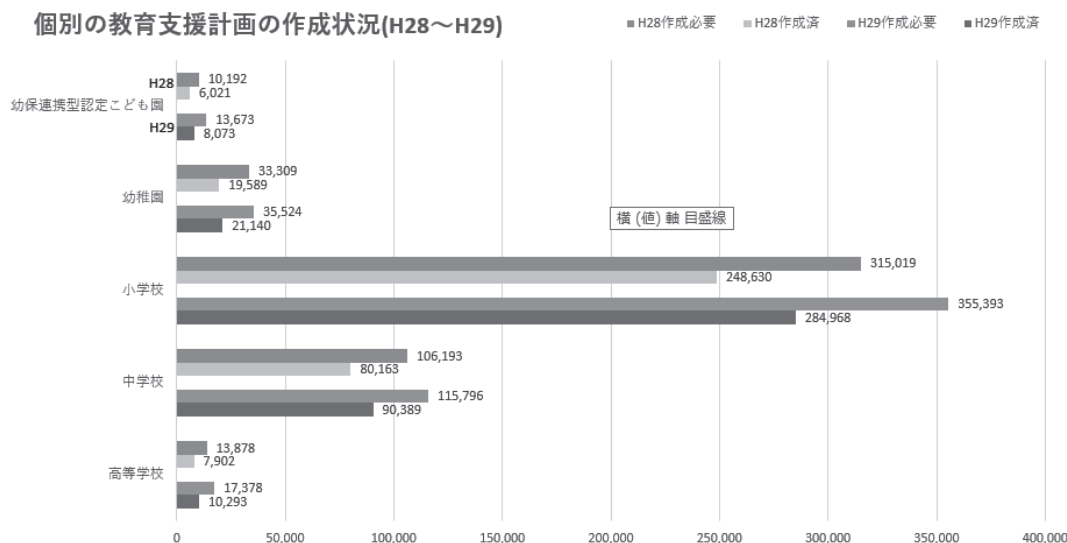
個別の指導計画の作成状況(H28～H29)



※上記人数は、学校において教育上特別の支援を必要とする児童等の適切な指導及び必要な支援のために計画の作成が必要であると判断している人数であり、障害のある児童等の数を表しているものではない。

※[]の数値は、学校が個別の指導計画の作成が必要だと判断している人数のうち、実際に計画が作成されている人数の割合を示している。

○個別の教育支援計画の作成状況



※上記人数は、学校において教育上特別の支援を必要とする児童等の長期的な視点に立った一貫した支援を行うために、計画の作成が必要であると判断している人数であり、障害のある児童等の数を表しているものではない。

※[]の数値は、学校が個別の教育支援計画の作成が必要だと判断している人数のうち、実際に計画が作成されている人数の割合を示している。

発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン(平成29年3月) ～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～

趣旨 障害者権利条約の批准や学校教育法等の改正に伴い、全ての学校、全ての学級において障害のある児童等に対する特別支援教育を行うことが求められていることを踏まえ、校内委員会の運営、特別支援コーディネーターの活用、「個別の教育支援計画」の策定・活用など、教育委員会や学校等における教育支援体制の整備のための要点を示したもの。

内容構成 以下の5部構成とし、設置者、校長、教員等の役職等ごとに具体的な役割等を記載。

- | | |
|--------------------------|--------------------|
| 第1部 概論(導入編) | 第4部 専門家用 |
| 第2部 設置者用(都道府県・市町村教育委員会等) | ○ 巡回相談員用 |
| 第3部 学校用 | ○ 専門家チーム用 |
| ○ 校長(園長を含む)用 | ○ 特別支援学校用(センター的機能) |
| ○ 特別支援教育コーディネーター用 | 第5部 保護者用 |
| ○ 通常の学級の担任・教科担任用 | |
| ○ 通級担当教員、特別支援学級担任及び養護教諭用 | |

旧ガイドラインからの主な変更点

本ガイドラインは、平成16年に公表した「小・中学校におけるLD、ADHD、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン(試案)」を全面的に見直したもの。主な変更点は以下の通り。

(対象とする児童等の拡大)

- 対象を、発達障害のみならず、障害により教育上特別の支援を必要とする全ての児童等に拡大。

(対象とする学校の拡大)

- 対象とする学校に、幼稚園及び高等学校等も加え、幼稚園から小学校、中学校から高等学校など、個別の教育支援計画等を活用した学校間での情報共有(引継ぎ)の留意事項を追記。
- 特別支援学校のセンター的機能の活用やその際の留意事項等を追記。

(対象とする教職員の拡大)

- 児童等の健康状態を把握する養護教諭に求められる役割等(学校医や医療機関との連携、健康診断や保健指導における配慮など)を追記。通常の学級の担任・教科担任や特別支援教育コーディネーター、通級による指導担当者、特別支援学級担任等の記載も充実。

学習指導要領改訂に関するスケジュール

	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
幼稚園		中教審における検討					東京オリンピック・ パラリンピック		
小学部	中教審諮問 26・11・20	論点整理 27・8・26	審議まとめ 28・8・26	答申 28・12・21	改訂(4月28日)	移行期間		32年度～全面实施	
中学部						移行期間		33年度～全面实施	
高等部									34年度～ 年次進行で 実施

【指導要録・学習評価について】

・中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会 児童生徒の学習評価に関するワーキンググループにおいて、年内を目途に一定の考え方をとりまとめ予定。

8

次期学習指導要領改訂の方向性

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた 教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共」の新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造的に示す

学習内容の削減は行わない※

どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得など、新しい時代に求められる資質・能力を育成
知識の量を削減せず、質の高い理解を図るための学習過程の質的改善

主体的な学び
対話的な学び
深い学び

※高校教育については、些末な事実的知識の簡記が大学入学者選抜で問われることが課題になっており、そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。

小学校学習指導要領等における特別支援教育の充実

幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領（平成29年3月）、高等学校学習指導要領（今後改訂予定）において、以下のとおり、特別支援教育に関する記述を充実。

- 個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ継続的に行う。
- 特別支援学級及び通級による指導に関する教育課程編成の基本的な考え方を示す。
- 家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点での児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成、活用に努める。また、各教科等の指導に当たって、個々の児童生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成、活用に努める。特に、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を全員作成。
- 各教科等に学習上の困難に応じた指導内容や指導方法の工夫。
- 障害者理解教育、心のバリアフリーのための交流及び共同学習。

上記のほか、中央教育審議会答申（平成28年12月）において、高等学校学習指導要領において、次の点を提言。

- 高等学校における通級による指導の制度化（平成30年度から）に当たり、通級による指導に係る単位認定の在り方を示す。

幼稚園、小・中学校等の新学習指導要領解説は「新学習指導要領」で検索を

(例) 小学校 国語科(抜粋)

※ 新学習指導要領解説より抜粋

例えば、国語科における配慮として、次のようなものが考えられる。

- 文章を目で追いながら音読することが困難な場合（困難さ）には、自分がどこを読むのかが分かるように（指導上の工夫の意図）、教科書の文を指等で押さえながら読むよう促すこと、行間を空けるために拡大コピーをしたものを用意すること、語のまとまりや区切りが分かるように分かち書きされたものを用意すること、読む部分だけが見える自助具（スリット等）を活用することなどの配慮をする（個に応じた様々な手立て）。
- 声を出して発表することに困難がある場合（困難さ）や、人前で話すことへの不安を抱いている場合（困難さ）には、紙やホワイトボードに書いたものを提示したり、ICT機器を活用して発表したりするなど（個に応じた様々な手立て）、多様な表現方法が選択できるように工夫し、自分の考えを表すことに対する自信がもてるような（指導上の工夫の意図）配慮をする。
- なお、学校においては、こうした点を踏まえ、個別の指導計画を作成し、必要な配慮を記載し、翌年度の担任等に引き継ぐことなどが必要である。

(例) 中学校 国語科(抜粋)

※ 新学習指導要領解説より抜粋

例えば、国語科における配慮として、次のようなものが考えられる。

- 自分の立場以外の視点で考えたり他者の感情を理解したりするのが困難な場合（困難さ）には、生徒が身近に感じられる文章（例えば、同年代の主人公の物語など）を取り上げ、文章に表れている心情やその変化等が分かるよう（指導上の工夫の意図）、行動の描写や会話文に含まれている気持ちがよく伝わってくる語句等に気付かせたり、心情の移り変わりが分かる文章の中のキーワードを示したり、心情の変化を図や矢印などで視覚的に分かるように示してから言葉で表現させたりするなどの配慮をする（個に応じた様々な手立て）。
- 比較的長い文章を書くなど、一定量の文字を書くことが困難な場合（困難さ）には、文字を書く負担を軽減するため（指導上の工夫の意図）、手書きだけでなくICT機器を使って文章を書くことができるようにするなどの配慮をする（個に応じた様々な手立て）。
- なお、学校においては、こうした点を踏まえ、個別の指導計画を作成し、必要な配慮を記載し、翌年度の担任等に引き継ぐことなどが必要である。

(例) 高等学校 地理歴史科(抜粋)

※ 新学習指導要領解説より抜粋

例えば、社会科における配慮として、次のようなものが考えられる。

- 地図等の資料から必要な情報を見付け出したり、読み取ったりすることが困難な場合（困難さ）には、読み取りやすくするために（指導上の工夫の意図）、地図等の情報を拡大したり、見る範囲を限定したりして、掲載されている情報を精選し、視点を明確にするなどの配慮をする（個に応じた様々な手立て）。
- 社会的事象に興味・関心がもてない場合（困難さ）には、その社会的事象の意味を理解しやすくするため（指導上の工夫の意図）、社会の動きと身近な生活がつながっていることを実感できるように、特別活動などとの関連付けなどを通して、実際的な体験を取り入れ、学習の順序を分かりやすく説明し、安心して学習できるようにするなどの配慮をする。（個に応じた様々な手立て）。
- なお、学校においては、こうした点を踏まえ、個別の指導計画を作成し、必要な配慮を記載し、翌年度の担任等に引き継ぐことなどが必要である。

小学校学習指導要領

第1章 総則について

※ 新学習指導要領より抜粋

- | |
|---------------------------|
| 第4 児童の発達への支援 |
| 1 児童の発達を支える指導の充実 |
| 2 特別な配慮を必要とする児童への指導 |
| (1) 障害のある児童などへの指導 |
| ア 児童の障害の状態等に応じた指導の工夫 |
| イ 特別支援学級における特別の教育課程 |
| ウ 通級による指導における特別の教育課程 |
| エ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用 |

(ポイント)

- 今回の改訂では、特別支援教育に関する教育課程編成の基本的な考え方や個に応じた指導を充実させるための教育課程実施上の留意事項などが一体的に分かるよう、学習指導要領の示し方について充実を図ることとした。
- 幼稚園教育要領、中学校学習指導要領も、小学校学習指導要領と同様の示し方として充実を図っている。

14

児童の障害の状態等に応じた指導の工夫

※ 新学習指導要領より抜粋

- | |
|---|
| ア 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、 個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫 を組織的かつ計画的に行うものとする。 |
|---|

(ポイント)

- 障害のある児童などの「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、個に応じた様々な「手立て」を検討し、指導に当たっていく必要がある。
- 今回の改訂では、総則のほか、各教科等においても、「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」に当該教科等の指導における障害のある児童などに対する学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが規定されたことに留意すること。

15

特別支援学級における特別の教育課程

※ 新学習指導要領より抜粋

- イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。
- (ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。
- (イ) 児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

(ポイント)

- 今回の改訂では、特別支援学級において実施する特別の教育課程の編成に係る基本的な考え方について新たに示した。
- (ア)では、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れることを規定している児童一人一人に個別の指導計画を作成し、それに基づいて指導を展開する必要があることが示された。自立活動の解説を必ず読むこと。
- (イ)では、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第1章の第8節「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」を参考にし、実態に応じた教育課程を編成することを規定した。¹⁶特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の解説を必ず読むこと。

通級による指導における特別の教育課程

※ 新学習指導要領より抜粋

- ウ 障害のある児童に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

(ポイント)

- 今回の改訂では、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合について、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。」という規定が新たに加わった。
- したがって、指導に当たっては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の6区分27項目の内容を参考とし、児童一人一人に、自立活動における個別の指導計画を作成し、具体的な指導目標や指導内容を定め、それに基づいて指導を展開する必要があることを示した。
- 通級による指導の内容について、各教科の内容を取り扱う場合であっても、障害による学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的とする指導であるとの位置付けが明確化された。

17

関係者必携



平成30年度より、高等学校においても通級による指導が導入されたこと等を踏まえ、改訂を行いました！

～目次～

- 第1章「通級による指導」の趣旨・経緯と制度的位置付け
- 第2章「通級による指導」Q & A
- 第3章 参考資料

- 文部科学省 編著
- 定価：1,400円+税、出版社：海文堂
- お近くの書店等でお買い求めください！

18

通級による指導のガイドの作成に関する検討会議(第1回)H31.2.22(金)
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1414031.htm

通級による指導のガイドの作成に関する検討会議の設置について

1. 目的

障害のある児童生徒に対する教育においては、児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、障害による学習上又は生活上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うことが必要であり、多様な教育的ニーズに対応できる学びの場の充実が求められている。

中でも、「通級による指導」は、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、各教科等の大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について、障害に応じた特別の指導を特別な場で受ける指導形態であり、平成5年に学校教育法の改正により小・中学校において制度化されて以降、通級による指導を受ける児童生徒数は年々増加している。

児童生徒数の増加に対応した質の担保に向けては、文部科学省障害者活躍推進チームにおいて、「共生に向けた「学び」の質の向上プラン」を策定し、通級における指導方法のガイドを作成することを盛り込んだところである。

このため、標記会議を設置し、これまでの指導の蓄積や課題等を踏まえ、通級による指導の実施に際して、参考となるガイドを作成するための検討を行う。

2. 検討事項

通級による指導の実施に際して、教育委員会や学校現場で参考となるガイドを作成するため、その内容等について検討する。

19